北海道胆振地区におけるいぶり噴火湾漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日　令和　６年　２月　７日
協定認定日　令和　６年　２月１９日

（目的）
第１条 本協定は、いぶり噴火湾漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）
第２条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
（１）	伊達市地先 虻田郡洞爺湖町地先 虻田郡豊浦町地先	さけ くろまぐろ	さけ定置漁業（免許）
（２）	伊達市地先	さけ・ます いわし くろまぐろ	さけ・ます・いわし定置漁業（免許）
（３）	虻田郡豊浦町地先	さけ いわし くろまぐろ	さけ・いわし定置漁業（免許）
（４）	伊達市地先	ほたてがい	小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業）（知事許可）

（資源管理の目標）
第３条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。
・さけ
北海道資源管理方針別紙３－１　さけ（しろさけ）北海道海域に定める資源管理の方向性

・くろまぐろ
　資源管理基本方針別紙２－１　くろまぐろ（小型魚）、別紙２－２　くろまぐろ（大型魚）に定める目標
・ます
　北海道資源管理方針別紙３－２　さくらます（日本系）、別紙３－３からふとます（日本系）に定める資源管理の方向性
・いわし
　資源管理基本方針別紙２－６　まいわし（太平洋系群）に定める目標
・ほたてがい
　北海道資源管理方針別紙３－５４　ほたてがい北海道周辺海域に定める資源管理の方向性

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）
第４条　前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

漁業の種類	取組内容
さけ定置漁業 さけ・ます・いわし定置漁業 さけ・いわし漁業	（さけ） ・道が定めるふ化放流計画の放流数を確保するために必要な「再生産親魚の河川遡上数」を確保する。 ・必要尾数に達しない場合、又は達しないことが見込まれる場合には、一般社団法人胆振管内さけ・ます増殖事業協会で別途定める親魚確保のための必要な措置を行う。 ・これに加えて、毎年、１２月１４日から１２月１５日までを休漁するものとする。 ・一般社団法人胆振管内さけ・ます増殖事業協会と連携しさけ親魚捕獲及びさけ稚魚放流を行う。 （くろまぐろ） ・北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。 ・資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の内容を遵守するとともに、漁業法第 31 条及び第 32 条第２項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施する。（強度な資源管理） （いわし） ・まいわし太平洋系群に係る北海道の全ての知事管理区分の漁獲量の総

	量がまいわし太平洋系群の北海道漁獲可能量に占める割合（以下「消化率という。」）が９割に達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日までいわしを対象とする操業を自粛するものとし、消化率が 95%を超えた時には操業を停止する。 　ただし、国の留保からの追加配分や、他都府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が 90%を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。
小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業）	（ほたてがい） ・操業可能期間のうち１０％以上の日数を休漁日とする。＜漁獲努力量制限＞ ・採捕漁場を３区画の輪採制とするとともに、ほたてがいの種苗放流を行う。

（取組の履行確認に関する事項）

第５条　前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年１回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

２　全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

３　第１項の履行確認は、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

４　第１項の履行確認は、前条の取組について漁業の種類ごとにそれぞれ次表に掲げた証拠書類等を元に確認することとし、それ以外の取り組みについては当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

漁業の種類	履行確認における証拠書類等
さけ定置漁業 さけ・ます・いわし定置漁業 さけ・いわし漁業	（さけ） ・再生産親魚の河川遡上数の確保 　一般社団法人胆振管内さけ・ます増殖事業協会全体でふ化放流計画に定める捕獲数の証明書 ・一般社団法人胆振管内さけ・ます増殖事業協会で別途定める親魚確保のための必要な措置 　実施報告書、漁協の出荷伝票、写真など ・休漁 　漁協の出荷伝票 （くろまぐろ※強度な資源管理） ・漁獲がある場合　実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表 ・漁獲がない場合　実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真

	（いわし） ・漁獲上限の遵守、漁獲が積み上がった際の早期是正措置 TAC 報告確認書
小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業）	・休漁 漁協の出荷伝票

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第６条　全ての参加者は、漁業法（昭和 24 年漁業法第 267 号。以下「法」という。）第 30 条第１項、第 58 条において読み替えて準用する第 52 条第１項及び第 90 条第１項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を北海道知事に報告するものとする。

２　全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海道及び資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第７条　第４条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の２分の１を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

２　前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）及び北海道の資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から１年以内に検証を行うこととする。

３　前２項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第８条　参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

２　前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第９条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

２ 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

３ 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から５年間（令和６年２月７日から令和１１年２月６日まで）とする。

（あっせんすべきことを求める場合の手続き）

第 11 条　法第 126 条第１項の規定に基づき北海道知事にあっせんすべきことを求める決議は、参加者の３分の２以上の多数をもって行う。

（全ての参加者の代理権を有する者の機能及び経費の負担）

第 12 条　協定代表者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果 検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務

二 法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務

三 その他本協定の手続において協定代表者に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）

2 協定代表者は、本協定の手続を経た事項については、 全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

3 協定代表者は、第１項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

4 協定にかかる事務手続き及び報告については、いぶり噴火湾漁業協同組合が処理するものとする。

（その他）

第 13 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和６年２月７日から施行する。

（本協定の参加者）

いぶり噴火湾漁業協同組合　代表理事組合長　岩田　廣美（協定代表者）→　ほか４６名

別紙のとおり